

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成23年度
	平成26年度
	平成28年度
	平成29年度
	令和2年度
	令和5年度
	令和8年度
計画主体	富士川町

富士川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富士川町役場 産業振興課
所在地 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134番地
電話番号 0556-22-7202
FAX番号 0556-22-5290
メールアドレス sangyou@town.fujikawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、カラス、ハクビシン、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	富士川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(6年度)

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
ニホンザル	果樹	10a	148 千円
	野菜	16a	740 千円
	いも類	15a	550 千円
	水稲	7a	170 千円
計		48a	1,608 千円
イノシシ	果樹	7a	305 千円
	野菜	4a	255 千円
	いも類	30a	439 千円
	水稲		
計		41a	999 千円
ニホンジカ	果樹	2a	27 千円
	野菜		
	いも類	5a	110 千円
	水稲		
計		7a	137 千円
カラス	果樹	3	98 千円
	野菜	2	55 千円
	いも類	3	70 千円
	水稲	1	15 千円
計		9a	238 千円

ハクビシン	目撃情報 家屋侵入等の生活環境被害	具体的なデータはない
ツキノワグマ アライグマ アナグマ	目撃情報	具体的なデータはない

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害地域	被害時期
ニホンザル	菴米、平林、小室、高下、本町、中部、五開	4～11月までの播種期から収穫期
イノシシ	平林、小室、高下、本町、中部、五開	5～10月までの播種期から収穫期
ツキノワグマ	山間部	主に収穫期
ハクビシン	町内全域	主に繁殖期である春から夏の時期
アライグマ アナグマ	町内全域	主に収穫期
カラス	菴米、平林、小室、高下、本町、中部、五開	4～12月までの幼果期から収穫期

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	ニホンザル	48a	1,608 千円	43.2a
イノシシ	41a	999 千円	36.9a	900 千円
ニホンジカ	7a	137 千円	6.7a	125 千円
カラス	9a	238 千円	8.1a	250 千円
合計	105a	2,982 千円	94.9a	2,685 千円
ツキノワグマ ハクビシン アナグマ	目撃情報等はあるがデータはない		被害が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。	

アライグマ	目撃情報等はあるがデータはない	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
-------	-----------------	---------------------------

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【個体数調整及び有害駆除】 ・ 猟友会に委託し、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理捕獲事業を実施。 ・ 被害地域の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害捕獲活動を実施。	・ 被害防止対策として、捕獲活動への期待が高まる中、猟友会の担い手となり得る若い世代の会員確保が必要。
	【捕獲体制の整備】 ・ 猟友会の組織強化を図るため、捕獲報償金等、捕獲活動へ支援をしている。 ・ 小型捕獲機を被害者や猟友会に貸与し、捕獲を実施。	・ 捕獲数の増加が見込まれるため、予算の拡充等が必要。 ・ 檻、わな、大型の囲いわな等の効果的な捕獲機材の購入や技術の情報収集が必要。
防護柵の設置等に関する取組	・ 中山間地域総合整備事業（国55%、県30%、町15%） 平成28年度 平林地区に設置 平成28年度 穂積地区に設置 平成29年度 平林地区に設置 令和1年度 平林地区に設置 ・ 農業基盤整備促進事業（国55%、県0.5%、町45.5%） 平成27年度 畔沢地区に設置 平成28年度 畔沢地区に設置 平成29年度 畔沢地区に設置 ・ 農地環境整備事業（国55%、県30%、町15%） 平成28年度 鹿島、鳥屋地区に設置 令和2年度 鳥屋地区に設置 ・ 県単土地改良事業（鳥獣害防除事	・ 防護柵については、ニホンジカ及びイノシシへの効果は見られるが、ニホンザルは防護柵を飛び越えてくるため対策が必要。 ・ 既設の柵について、高齢化や人手不足により、地元住民による維持管理が困難になっている地域があり、支援が必要。

	<p>業) (県50%、町50%) 平成30年度 鬼島地区に設置 平成31年度 鬼島地区に設置 令和6年度 鬼島地区に設置 ・経営体育成基盤整備事業(国55%、 県27.5%、町17.5%) 令和4年度 土録・鯉沢地区に設置 ・町単鳥獣害防除施設設置補助事業 (町70%) 平成29年度 最勝寺、菴米、小室、 平林地区に設置 平成30年度 菴米、小室、平林地区 に設置 ・防護柵設置のための里山の雑木林 の刈払い、下草刈りの実施。 ・猟友会等と協力した追払いを実施。</p>	
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>・農地が鳥獣の住処とならないよう、遊休農地の雑草、雑木の除去や放任果樹を伐採するなど、農地の適正な管理を広報誌等を通じて住民に啓発。</p>	<p>・農業者の高齢化や若い世代の農業離れによる耕作放棄地の増加が課題。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>1 組織体制の整備 被害の軽減を目指し、現在設置している有害鳥獣対策協議会の機能の充実を図るとともに、目標達成に向け各関係機関との連携強化を図る。</p> <p>2 取組内容 (1) 個体数調整及び有害捕獲 ・捕獲機材については消耗品であるため、継続して購入し順次整備を行う</p>

とともに、近年、小動物の被害が増加していることから、小型捕獲機材の充実を図る。

- ・ニホンザルに関しては、囲いわなの設置を行い、防除対策を行う。
- ・捕獲活動の担い手確保及び人材の育成に取り組むなど捕獲体制の整備及び充実を図る。

(2) 被害防除

・既設の侵入防止柵に関しては、効果の検証を行うとともに、維持管理等の課題を踏まえて対策強化に取り組んでいく。

・町が補助している簡易電気柵等の設置については、個人の被害防止対策として有効であるため積極的な推進を行う。また、電気柵設置の際、感電防止にあたっての注意看板の設置等の指導も併せて行う。

・カラス等の防除対策に関しては、追払いを継続して実施する。

・新たな防除技術に関しては、情報の提供や導入にあたっての協議及び検討を積極的に行う。

・情報の共有化や被害状況の実態を把握するため、被害状況調査に取り組む。

・防止柵については、耕作者による適切な点検を指導する。

(3) 生息環境管理

・不要な果樹は伐採することや農作物を畑に放置しないよう指導する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲及び有害捕獲を猟友会に委託

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ アライグマ ハクビシン アナグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材を導入する。 ・新規に狩猟免許（わな、銃）を取得する際に係る費用を補助し、猟友会への加入を促進する。 ・猟友会との連携強化。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施する特定鳥獣適正管理事業による捕獲計画数との調整を図り、状況に応じた実数を捕獲数とする。			
カラスについては、過去の農作物被害発生状況や有害鳥獣捕獲実績等を勘案し、実情にあった捕獲数を設定する。また、気候や地域の状況変化等も考慮し、各年度に捕獲計画数を再検討する。			
4年度	ニホンジカ	280頭	イノシシ15頭 ニホンザル70頭
5年度	ニホンジカ	300頭	イノシシ23頭 ニホンザル60頭
6年度	ニホンジカ	359頭	イノシシ38頭 ニホンザル60頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	各年度：管理捕獲50頭、有害捕獲10頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況により捕獲を勘案し再検討。）		
イノシシ	各年度：管理捕獲50頭、有害捕獲50頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況により捕獲を勘案し再検討。）		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲250頭、有害捕獲50頭（ただし、各年度、管理捕獲数及び有害捕獲については、被害状況により		

	捕獲を勘案し再検討。)
ツキノワグマ	必要最小限とし、人里の怖さを学習させ、再出没を防ぐ学習放獣を前提とする。
アライグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。
ハクビシン	各年度：有害捕獲20頭
アナグマ	被害及び目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。
カラス	各年度：有害捕獲10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没状況や農家からの被害報告等の情報をもとに、猟友会が捕獲駆除を行う。(ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ) ・ ニホンザル、イノシシ、ニホンジカは、箱わな、囲いわな、くくりわな、銃を使用し駆除を行う。 ・ 鳥類に関しては、駆除、追払いとする。(カラス) ・ ハクビシン、アナグマ、アライグマについては、被害及び目撃場所において箱わなで有害捕獲を実施する。 ・ アライグマについては、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき、捕獲を実施する。 ・ 前年度の被害及び捕獲状況等を考慮し、管理捕獲の対象鳥獣であるニホンザル、イノシシ、ニホンジカにおいて有害捕獲を併用する中で取り組みを行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
富士川町	ハクビシン、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・ 県単土地改良事業 （鬼島）	実施未定	実施未定

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・ 峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）による追払い活動等を実施する。	・ 峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）による追払い活動等を実施する。	・ 峡南猟友会（増穂分会、鰍沢分会）による追払い活動等を実施する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	・生息環境となる森林等を適切に整備する。耕作放棄地をなくすように、集落周辺の環境を整備し、野生鳥獣が侵入したり、定着したりしないような取り組みを積極的に行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富士川町	情報収集、住民への注意喚起、関係機関への連絡、捕獲等同行
警察署	現場での指示
峡南猟友会（増穂分会、鵜沢分会）	追払い、捕獲の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの通報	
↓	
富士川町	→ 鵜沢警察署 → 峡南猟友会各分会へ連絡。捕獲や巡回を依頼 → 関係機関への連絡及び調整 → 町民への周知及び広報（防災無線の活用等）

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。（ただし、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては焼却処分とする。）

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカ及びイノシシを食肉処理加工所に引き渡し、ジビエ食品として取り扱ってもらっている。 現状 捕獲頭数の8割 目標 捕獲頭数の9割
ペットフード	実施なし
皮革	実施なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	実施なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施取組

狩猟からの処理、食肉としての販売、消費までの処理を迅速に行い、安全性の確保を行っている。また、販売に至るまでの各段階において、記録の作成及び保存を行うよう努めている。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施取組

関係機関による衛生的な解体技術等の習得のための研修会を関係者に周知し、参加を促す。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	富士川町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
富士川町	協議会の運営、提言

山梨県峡南農務事務所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨県峡南林務環境事務所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨みらい農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言、指導
峡南猟友会（増穂分会、鵜沢分会）	鳥獣被害防除対策への協力
農事会	情報提供と被害対策への協力
農業委員会	情報提供と被害対策への協力
区長	情報提供と被害対策への協力
日出づる里活性化組合	情報提供と被害対策への協力
平林活性化組合	情報提供と被害対策への協力
NA穂積	情報提供と被害対策への協力
富士川まほろばの会	捕獲鳥獣のジビエとしての活用の実施

（注） 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県森林総合研究所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨県富士山科学研究所	鳥獣被害防止に関する助言、指導
山梨県総合農業技術センター	鳥獣被害防止に関する助言、指導

（注） 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（3）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成29年4月1日
活動内容：鳥獣の捕獲、追払い、鳥獣の生息状況や被害状況等の調査等
規模：39名
構成：峡南猟友会（増穂分会、鵜沢分会）

（注） 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域や中山間地域等直接支払制度の協定組織等の団体にも共通認識を持ってもらい、幅広い協力を得る中で実施していく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県峡南農務事務所が主体となり、管内各町の連携体制の強化を図ることを目的とした連絡会議が行われている。
こうした機会を活用し、広域的な視野をもって情報を収集し、近隣の市町村との連携を図っていく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。